

議 案 第 10 号

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

松戸都市計画みのり台駅南地区地区計画の地区整備計画区域をこの条例の適用区域とし、建築物等の用途制限及び建築物の位置の制限を設けるため。

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

松戸都市計画みのり台駅南地区地区計画

別表第2に次のように加える。

松戸都市計画みのり台駅南地区地区計画	駅前地区	<p>(1) 1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 法別表第2（に）項第2号及び第6号並びに（ほ）項第2号に掲げるもの</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を営む施設</p>	<p>1号壁面線に面する部分で、歩道部分の路面の中心からの高さが3メートル未満の部分にあっては3.5メートル。ただし、当該高さが3メートル以上の部分にあっては0.5メートル</p>	<p>(1) 構造耐力上主要な柱で通行上支障のない位置にあるもの</p> <p>(2) 1号壁面線に面する部分で、歩道部分の路面の中心からの高さが2.5メートル以上の部分に設置する出窓</p>	<p>「1号壁面線」とは、松戸都市計画みのり台駅南地区地区計画の地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。</p>
--------------------	------	---	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。